

労働保険事務組合

エンジェル会だより

会 長 森戸 常雅
社会保険労務士 西川 純子
社会保険労務士 小田 知輝
〒730-0017 広島市中区鉄砲町7番8号
ホムページ : <http://www.m-cg.co.jp>

1月の事務カレンダー

- 10日 ○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付【郵便局または銀行】
○雇用保険被保険者資格取得届の提出【公共職業安定所】
- 20日 ○特例による源泉徴収税額の納付<前年7月～12月分>【郵便局または銀行】
- 31日 ○法人税の申告と納税（11月決算法人及び5月決算法人の中間申告）【税務署】
○健保・厚生年金保険料の納付【郵便局または銀行】
○法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・配当剰余金調書・同合計表>の提出【税務署】
○給与支払報告書の提出<令和6年分>【市区町村】
○固定資産税の償却資産に関する申告【市区町村】
○個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分>【郵便局または銀行】

令和7年の労務関連法改正 ～育児・介護休業法～

令和7年4月1日より、改正育児・介護休業法が段階的に施行されます。今回の法改正の目的は、仕事と育児・介護を両立している労働者が、柔軟に働ける環境を整え、仕事と生活のバランスをサポートしていくことです。

令和6年7月号で一度取り上げていますが、今月号では10月1日から施行される制度について再度解説していきたいと思います。

○柔軟な働き方を実現するための措置等

(1) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、次ページの「選択して講ずべき措置」の中から、2つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。

労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。

選択して講ずべき措置

- ① 始業時刻等の変更
- ② テレワーク等（10日以上/月）
- ③ 保育施設の設置運営等
- ④ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（養育両立支援休暇）の付与（10日以上/年）
- ⑤ 短時間勤務制度

（2）柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

3歳未満の子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として（1）で選択した制度（対象措置）に関する以下の事項の周知と制度利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

周知時期	労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間（1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで）
周知事項	① 事業主が（1）で選択した対象措置（2つ以上）の内容 ② 対象措置の申出先（例：人事部など） ③ 所定外労働（残業免除）・時間外労働深夜業の制限に関する制度
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等のいずれか ※①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

○仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

（1）妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取

事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する以下の事項について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

意向聴取の時期	① 労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき ② 労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間 (1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)
聴取内容	① 勤務時間帯(始業および終業の時刻) ② 勤務地(就業の場所) ③ 両立支援制度等の利用期間 ④ 仕事と育児の両立に資する就業の条件 (業務量、労働条件の見直し等)
意向聴取の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等のいずれか ※①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

(2) 聴取した労働者の意向についての配慮

事業主は、(1)により聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮しなければなりません。

具体的な配慮の例

- ・勤務時間帯、勤務地にかかる配置
- ・業務量の調整
- ・両立支援制度等の利用機関等の見直し
- ・労働条件の見直し 等

法改正に向けて育児・介護休業規程の改訂をご希望される場合や、育児・介護休業に関してトラブルが発生したときに備えて規程の見直しをご希望される場合など、お気軽にご相談ください。